

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	浄水施設課
委 託 業 務 名	浄水管理センターシステム保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市柳が崎ほか
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検及び調整（年1回） ・ 24時間電話サポート（年間） ・ 24時間現地対応（4回／年） ※膳所・真野は浄水管理センターに関する機器のみ
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	52,800,000円
契約の相手方	[所在地] 大阪市北区堂島二丁目2番2号 [名 称] 三菱電機プラントエンジニアリング(株)西日本本部
契約相手方の選定理由	当該業者は浄水管理センターシステムの開発業者（三菱電機(株)）の保守部門となる業者であり、プログラムのソースコード等については公開されておらず、当該業務に対応することができる唯一の業者であるため、当該業者を契約相手方に選定する。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。